

◎新潟県告示第173号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、新潟港港湾計画を次のとおり変更した。

令和3年2月16日

新潟港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 港湾計画の変更年月日

令和3年2月1日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 水域施設計画

ア 航路・泊地

地区名	能力
西港区中央地区・山の下地区	水深7.5m 面積44ha

(2) 小型船だまり計画

地区名	施設	能力
西港区中央地区	泊地	水深6.5m 面積1ha
	岸壁	水深6.5m 延長100m

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

新潟市中央区竜が島1丁目6番6号

新潟地域振興局新潟港湾事務所

北蒲原郡聖籠町東港4丁目790-2

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所